

## 河内西琳寺と忍性

和 島 芳 男

一

西琳寺は旧南河内郡古市町字薬師（現大阪府羽曳野市古市二丁目）にその跡を存して今は高野山真言宗に属し、現住水谷良観師一家の誠実な努力によって境内は清浄に保たれている。当寺はその遺跡からみて飛鳥時代中期の創建と考えられ、天平時代には伽藍も完備したが、平安時代以後ようやく衰えたところ、建長六年（一二五四）三月西大寺叡尊の来化を迎えてから律院となり、堂舎も相当修造されて、しだいに復興の運に向かった。当寺の根本史料として知られる『西琳寺文永注記』および『西琳寺流記』各一卷はいずれも右の律院化の後に成立したものである。

まず『西琳寺文永注記』<sup>①</sup>はその首に「河内国古市郡西林寺事、条々」とある通り、当寺の創建・沿革に関する注進というべきもので、今の書名は後代の附加と思われる。著者日浄房惣持は叡尊の弟源景親の子で、寛元四年（一二四四）幼少にして出家以来叡尊に従い、特に西琳寺復興の事に当り、師の没後も引き続き当寺の住持であった人である。『文永注記』は尾に「右謹披旧記、粗注肝要之状如件、文永八年（一二七一）三月廿六日、比丘惣持」というように、寺蔵の文書・記録の要文を集録したもので、その目的は叡尊の当寺経営の参考に役立てようとするところにあつたらしい。その本文は（一）縁起事、（二）寺号事、（三）寺官事、（四）堂舎事、（五）僧宝事、（六）奇瑞事、（七）寺務事の七箇条から成り、そのうち（一）縁起事には欽明天皇二十年大山上文首阿志高一族が寺を創建して丈六阿弥陀像を安置したこと、ほか一二の異伝を掲げ、（二）寺号事には古くは多く「古市寺」といい、また「西林寺」とも書いたのであつて、「西琳寺」の号は延喜以後に見えるとあり、（三）寺官事には奈良時代末期および平安時代前期の記録から大鎮・少鎮・座主・别当以下の官名と檀越の名を摘記し、四堂舎事には金堂・宝塔・講堂・鐘台・食堂・東西僧坊等が天

平時代に整備されながら延喜年間にはすでに多く退転した趣をそれぞれの資財帳によって詳記し、なお同筆の朱書をもって文永以後における諸堂の破損・滅失・修造の状況を示している。また(五)僧宝事には天平年間の現住僧の人数とその異動および僧衆の供米の事を記し、(六)奇瑞事には女帝の臨幸のとき金堂の地が裂けたという古老の説を伝え、(七)寺務事には上代は官符宣をもって補任のところ、近古以降その儀が久しく絶え、殊に康平・承暦の間に别当明昭が寺家を興福寺一乘院に寄進して以来、その政所の下文によって寺務を執行した次第を歴代の注文・譲り状などによって明らかにし、終りに弘長三年(一二六三)別当以下寺官が名字を住持に寄進し、当寺を長く戒律の道場としたことを特筆している。一般に史料による手堅い実証的記述は本書の全編に通ずる特長といふべきである。

次に『西琳寺流記』<sup>③</sup>は本文三箇条あり、その(一)当寺草創由来事は注に「委在開山御草根縁起」というように、かの『文永注記』縁起事の条の欽明天皇二十年創建説を採り、ただ金堂本尊丈六弥陀三尊以下三十三体の尊像が百済から渡来したものであることを特筆し、末に「自欽明天皇廿年己卯(五五九)当寺草創至永和四年戊午年(一三七八)八百廿年云々」と附記する。この永和四年は本書の成立年代と察せられるが、著者については手がかりを得ない。次に(二)当寺律法中興縁起事の条には、むかし鑑真和尚が来朝、律法を興行して以来、当寺はたびたび律院となったが、特に「去建長六年(一二五四)春頃、西大寺思円上人(叡尊)有御下向、於当寺勤修行仏事、在地氏人深生信心、崇敬渴仰、一味同心、改聖道家即為律院、永定西大寺末寺、訖、若西大寺律法衰微之時、可被移于当寺之由、契約状西大寺在之云々」という注目すべき記載があり、この末にも「西大寺律法興行以後十八年云々、自建長六至永和四、百十七年也」<sup>④</sup>という注文があるが、著者の名は依然不明である。(三)諸堂事の条には欽明天皇二十年創建の宝塔、和銅七年(七一四)再興の金堂、延暦年中建立の講堂以下諸堂につき永和三年(一三七七)に至るまでの変遷、修造の次第を摘記している。それにこの条では叡尊を開山長老、惣持を二代長老と記し、講堂本尊盧舎那仏の修復は文永三年(一二六六)、護法堂の建立は建治二年(一二七六)、いずれも開山長老の発願、勧進によって成就したこと、真言堂は第二長老の発願により正安年中(一二九九—一三〇二)に造立され、その中壇の十一面観音像は正中元年(一三二四)この長老の十三年の仏事に際して造立されたことなど、文永以来の当寺の沿革を知るべき貴重な記事を多く載せているが、本文の終りに至っても著者名はついに見いだすことができない。ただ末尾に近く、「護法堂廊下、永和三年正月十八日柱立、香海大徳建立云々」とあるによって、この香海を著者とする説が考えられるばかりである。

注

- ① 『大日本仏教全書』および『統群書類従』所収。仏教全書本は抄本ゆえ本稿の引照には類従本を用いた。その跋文には「此縁起者、当寺開山惣持大徳自筆草案之写也、旧記数多之中、肝要証文抄一卷出之者也」とある。「群書類従」本書の項参照。
- ② 『感身学正記』寛元二年十月十三日条。
- ③ 『統群書類従』所収本による。この奥書には「于時文安三年丙寅文月中旬、以電見之次馳車翰畢、西琳住持沙門高算」とある。高算は字を明円房といひ、後に西大寺中興二十九世長老となった人である。
- ④ 建長六年は叡尊が西大寺に住した嘉禎元年から二十年目に当る。「西大寺律法興行以後十八年」というのは、この推歩を誤ったものか。なお建長六年から永和四年までは百二十五年とするのが正当である。
- ⑤ 『群書類従』の本書の条によれば「当寺諸堂事」の真言堂の項の文末の「思円」（叡尊の字）の二字は次の行（護法堂の項の第一行）の「当寺開山長老」の注であるという。第二長老については左様な注記は見当らない。しかし右の真言堂の項に「当寺第二長老発願、正安年中建立也、中壇十一面觀音像者、十三年御仏事、正中元年奉造立供養者也」という記載によって逆算すれば第二長老の没年は正和元年となる。したがって開山長老を叡尊とし、第二長老を惣持とすることに年代上の不都合はないようである。思うに西琳寺では、はじめ惣持を開山としたが、後に改めて叡尊を追請して開山としたのであろう。本稿第四節、同注⑩参照。

## 二

西大寺叡尊と西琳寺との関係については叡尊の自伝ともいうべき『金剛仏子叡尊感身学正記』の建長六年（一二五四）の条に、

三月九日、下ニ著河内国西琳寺東頭珍上野房家、三ヶ日説戒、初日顕珍寺中島五段捨<sub>二</sub>十方僧<sub>一</sub>、十二日、与<sub>二</sub>二百卅二人授<sub>二</sub>菩薩戒<sub>一</sub>、十三日、入<sub>二</sub>真福寺<sub>一</sub>、始結界、

という記事が初見であろう。同記によれば叡尊は去る寛元四年（一二四六）二月河内磯長の聖徳太子廟に参つて五百余人に菩薩戒を授け、同十月には道明寺において河内一國の諸宿の文殊供養を遂げ、二百三十六人に授戒した。そして建長三年（一二五一）三月にはまた河内におもむき、安楽寺の釈迦像を供養して百余人に戒を授け、翌四年七月にも同国泉福寺において説戒、授戒した。

いま建長六年（一二五四）三月、叡尊が西琳寺で律法を興行するに至ったのは、寛元以来西大寺流の教線が生駒山の西、河内国に伸び、特に南河内にひろがる発展途上のできごとに外ならなかった。しかしこの一挙によって西琳寺の律院化が直ちに成就したとみるのはもとより早計であらう。『感身学正記』によれば叡尊は正嘉二年（一二五八）九月再び当寺に住して二百五十余人に授戒し、文永三年（一二六六）二月、三た

び来住して二百三十人に戒を授け、なおこの年十二月にはかの真福寺において塔供養を遂げ、和泉・河内・摂津三箇国の非人一千余人を集めて人別に飲食・斗俵を与えたという。西琳寺の律院化の機運はこのように寺中ないし隣寺において西大寺流の律儀が再三行なわれる間にしだいに高められたのであるが、この律院化を可能ならしめた、いっそう実地的な契機は西琳寺の別当職の推移に徴して見いだされよう。かの『西琳寺文永注記』によれば、当寺の寺務は大山上文首の後裔なる氏人の相伝するところで、康平六年（一〇六三）氏人文清明は西琳寺別当職をその嫡子にして興福寺にいた明昭に譲り、明昭はまた承暦四年（一〇八〇）これをかれの一族にして法弟なる義尊に譲った。しかしこれよりさき別当明昭が所帯の寺家を一乗院に寄進した後、西琳寺は久しく興福寺の配下にあつたが、いま建長六年（一二五四）叡尊の当寺における律法興行以來十年目の弘長三年（一二六三）十月、時の西琳寺別当が改めてその職を寺の氏人に譲渡するに至って西琳寺はようやくその自主性を回復し、西大寺流の律院としての新しい発展の道に踏み出すことができたのである。『文永注記』寺務の事の条は前記の通り、代々の注文・譲り状を連ねて寺務の変遷をたどった上、著者惣持の記文を加えていう。

私曰、依此等状、別当明昭以当寺寄進一乗院以後、既及二百余年（中略）侍従都維那範祐別当、弘長三年十月、以別当職一沾却于当寺氏人蔭摩守源憲俊・兵部源憲経兩人之後、二人別当、五人（在）官、一味同心、寄進名字於住持三宝、停止管領於尽末来際、速為戒律弘通之栖、永為衆僧正住之砌矣、

右の『文永注記』の堂舎の事の条によれば、西琳寺の律院化が決定的となった弘長・文永年間には旧来の堂舎のうち既にその跡をとどめぬもの、礎石のみ残るもの、あるいはついに復興に至らぬものもあつたが、幸いに金堂・講堂・食堂は備わり、宝塔も少損はありながらその形を存する上に、さきに焼失した南大門の跡には中門が移築され、同じく被災した東僧坊の再建、崩壊した築垣の復旧に加えて歩廊・鐘台・湯屋の再築も行なわれ、さらに正応三年（一二九〇）の夏、すなわち叡尊入滅の直前には西僧坊の修理も始まっている。またかの『西琳寺流記』の当寺諸堂建立の事の条には叡尊が文永三年（一二六六）講堂の本尊盧遮那仏の修復のために勸進し、三月に発願して五月に成就したこと、同七年南大門の蓮池の寄進を得たこと、同十一年同じく篤志により地藏堂および開山の住坊大明庵が寄進されたこと、建治二年（一二七六）にはまた叡尊の発願、勸進による護法堂の建立があり、本尊釈迦像が安置されたことなどが見え、『文永注記』の記載と合わせてこれらの記事を読めば、叡尊の晩年において、西大寺流の新しい西琳寺づくりのために必要な施設が着々行なわれていた次第をうかがうことができよう。『感身学正

記』に従えば叡尊が西琳寺に来たのは弘安四年（一二八二）が最後らしく、同年八月末河内高安の教興寺から当寺にまわり、九月一日曼荼羅供を修し、翌日西大寺に帰った。西琳寺文書の中にはこの年五月二十六日の太政官牒があり、寺内の殺生を禁じ、寺辺における狼籍と諸使の乱入をとどめ、更に「当寺莊園封戸、或代々別当恣売之、或処々奸者、妄奪之、於根本之領者、不殘一頃之地矣、而近年篤信之輩、帰依之余、纒割小領、寄進当寺、永買取別当之名字、令寄附住持之三寶」という実情にかんがみ、「然則自今以後、云寺領、云寺務、仏陀之外不可有別主、衆僧之外不可令執務、永停止諸方狼喫、宜禁断一人張行之旨」を明示している。幕府もまたこの官牒にもとづき、西琳寺内の殺生を禁じ、守護使の入部をとどめたことは同じく当寺の文書のうち弘安六年（一二八三）六月八日の將軍家下知状に載せられた通りである。<sup>②</sup>

注 ① 『西琳寺流記』当寺律法中興縁起事の条。本稿第一節参照。

② この太政官牒および將軍家下知状は『興正菩薩行実年譜』弘安四年五月二十六日条および同六月八日条にそれぞれ収められている。

### 三

新しい西琳寺の地位が、このように公武双方から保障されてまもない弘安八年（一二八五）十二月、叡尊はその一生の事業をみずから注録した『感身学正記』の稿を終え、るとともに諸大弟子を招集して西大寺の後事につき付嘱するところがあった。近世の編者ながら右の『学正記』をはじめ広く叡尊関係の諸資料から集成した『興正菩薩行実年譜』の同月八日条によれば、この日招かれた高弟は般若寺の慈道房信空、泉福寺の戒印房源秀、海龍王寺の長禅房幸尊、護国寺の本照房性瑜、教興寺の如縁房阿一と西琳寺の日浄房惣持の六人であった。そして付嘱の辞は左の通り懇切を極めたものであった。

老僧、感生末世、幸入釈門、剃髮染衣、学顯密法、登壇受具、興隆入法、既歴八十五年春秋、今積四十九歳夏臘、上求下化、自利々他、善業漸滿、志願略足、生前之悦亦何如乎、向後以当寺真俗二諦之事、付嘱汝等、汝等一味和合、齋志戮力、住持正法、利益群生、撫育徒衆、令成道業、若能爾、則老僧又何慮乎、寂光定裡、合掌隨喜、力之、至嘱、

右の惣持が西琳寺の住持となった年次については『学正記』『文永注記』『流記』は何も語らないが、『興正菩薩年譜』には建長六年（一二

五四) 三月、叡尊が初めて当寺で授戒したことの条に、「時山下居民敬其徳、捨寺以獻、菩薩革教寺為律場、後命日淨持公住持」といい、正嘉二年(一二五八)九月の条には叡尊が「又依日淨律師之請、赴河之西琳寺」とある。建長六年を西琳寺の律院化の年とすることについての問題は前述の通りであるが、正嘉二年に惣持が既に西琳寺に住していたとみることは必ずしも不可能ではないようである。もっとも叡尊の存命中は新しい西琳寺づくりのための諸施設がやはり叡尊の主導によって行なわれたことは既に見たところであり、弘安十年(一二八七)上棟した鐘楼も叡尊の建立に係るものであったことは『流記』の示すところであった。したがって惣持自身の西琳寺長老としての業績は、自然正応三年(一二九〇)叡尊が遷化した後にこそ著わるべきであったが、そもそも惣持が師の入滅後も長く西琳寺にとどまるに至ったのは、かれ自身の意志よりも、むしろ宗門の後事を一任された鎌倉極楽寺長老忍性の計らいによることであつたのである。以下先年紹介した新史料によつて、この間の事情を改めて追究しよう。

忍性は叡尊と同じく大和国で生まれ、貞永元年(一二三二)十六歳のとき母を失つて同国額安寺で剃髪し、その後改めて叡尊から受戒して大僧となり、般若寺の旧跡に近い北山宿で文殊供養を勧め、慈善救済の実践によつて興法利生の宗旨を顕彰した。忍性はかねて東国における興律を志し、ついに叡尊の許しを得て建長四年(一二五二)関東に下り、常陸三村寺に止住すること十年、北条一族の帰依を得て弘長二年(一二六二)叡尊の鎌倉下向を実現し、その後極楽寺長老として幕府の推重するところとなり、西大寺流の興隆のために顕著な功績を積んだ。正応元年(一二八八)八月忍性は西大寺に上り、叡尊から重ねて灌頂を受けた。時に叡尊は八十八歳、忍性は七十二歳。師弟たがいに最後の会見と思ひ定めたことであろうし、この際叡尊が忍性に対し、西大寺や宗門の将来につき、先年信空ら六大弟子に対した場合にまさる懇篤さをもつて、かみかず遺囑するところがあつたことは想像に難くないであろう。叡尊の入滅はこれからちょうど二年後の正応三年(一二九〇)八月二十五日のことであり、悲報は翌朝差立の早飛脚をもつて忍性に伝えられた。しかるに忍性は「悲歎無限、不<sub>レ</sub>尽<sub>レ</sub>事之間」、直ちに西上するには至らず、とりあえず同法成真を差しのぼせ、仏事の用途を届けた。しかし叡尊入滅の善後策、特に西大寺の後住の選定については、急ぎ忍性の意見が回示されなければならなかつた。この間の消息は叡尊の遺弟性海の編著『西大寺興正菩薩入滅之記』につまびらかである。

これよりさき弘安八年(一二八五)十二月叡尊が西大寺の後事につき信空・源秀・幸尊・性瑜・阿一・惣持ら大和・河内の諸寺に住する高弟六人に付嘱したことは前掲『興正菩薩年譜』に見えた通りであるが、このことについては『入滅之記』の最末、遺跡の事の条には左の通り記さ

れている。

当寺真俗二諦事、同心和合、可住持管領之由、去弘安八年病惱之時、被附屬六人、其時一味契狀之趣、撰定一両之法器、可爲顯密之師範云々、仍粗欲沙汰試之処、当于其器之仁、互懷謙讓之思、各有辭退之氣、然間、依爲一門之宿老、可有計管領之旨、申送極樂寺上人、隆賢淨實房可勤使節之由、評議畢、爲彼計、每事令治定歟、

右の「顕密之師範」たるべき「一両之法器」が叡尊没後の嗣法にふさわしい者の意味をもこめていることは当時既に暗黙のうちに了解されていたであろう。したがっていま叡尊の入滅に際し、その選定を急ぐべき時機になっても、その器に当るひとびとが互いに謙退して容易に決し難かったのは、むしろ当然であつたらう。それだけにこういう宗門の大事の決定を一任された宿老忍性としては最も慎重な考慮をめぐらさなければならなかつたのである。

ただ右の高弟六人の中でも信空と惣持とは比較的早く著われたらしい。「感身学正記」によれば信空は額安寺の善春房学春の末子で、仁治三年（一二四二）十二歳のとき、惣持の兄信玄とともに叡尊に従つて出家した。そしてその後二十余年を経た文永年間、叡尊が般若寺を中興し、同四年（一二六七）本尊文殊像の供養を遂げ、寺を西大寺の末寺としたとき、信空は師の命によってこの寺に住し、以来二十四年、つねに叡尊の興法利生の業を助け、みずからも名望を得た。なお『興正菩薩年譜』に従えば、かつて寛元三年（一二四五）八月二十五日夜、叡尊は文殊の出現を感じて親しく仏性三摩耶戒を授けられたが、その後二十五年目の文永六年（一二六九）叡尊は右の大聖親授の戒法を信空に伝え、その付嘱記の末に、「若此印可令断絶者、我再興律法又以断絶、律法与密教、於一心一如日月、于時文永六年八月廿五日、授与信空大徳、唯授一人、不可及二人、西大寺叡尊」と特筆したという。このことは『学正記』には見えないし、殊に八月二十五日という叡尊の忌日に係けた点からみて、この所伝の晚出性が感ぜられるが、とにかくこのような話が伝わるのは信空が叡尊の特別の信頼を得た事実を反映するものと考えすることはできよう。これに対して惣持は、すでにみた通り、出家は信空より二年遅れて寛元二年（一二四四）のことであるが、これには叡尊との俗縁があり、自然師弟の関係も親しかったらしく、出家後十年余りで早くも西琳寺に入り、以後住持たること三十余年、しばしば叡尊の来山を迎えてその授戒伝法の事にあざかり、殊にかの『文永注記』の編修にみられる、すぐれた歴史認識にもとづいて当寺の律院化の道を明らかにし、ひいて河内における西大寺流の弘布に尽した功績は多大であった。もっとも『西琳寺流記』に、「若西大寺律法衰微之時、

可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>移<sub>レ</sub>于<sub>二</sub>当寺<sub>一</sub>契約状、在<sub>二</sub>西大寺<sub>一</sub>という由緒についてはいま傍証を得ないが、これもまた叡尊の惣持に対する非常な親愛の念を投写した伝承とみるべきであろうか。とにかく、信空・惣持二大遺弟の間に甲乙の差を付けることは容易ならぬ難事であった。たとえば九月二十九日、叡尊五七日の仏事が信空を施主として営まれたのに対しても、十月十三日七七日の仏事には惣持が施主となったのである。<sup>④</sup>

しかしこの難問に対する忍性の解答はかなり早かった。河内延命寺現蔵の旧西琳寺文書の中に左の一通がある。

先師御入滅、雖<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>力次第候<sub>一</sub>、仏法衰微事、都鄙皆大歎申候、雖<sub>レ</sub>然我等遺弟任<sub>二</sub>彼素意<sub>一</sub>、各分<sub>レ</sub>手、弥可<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>護別法<sub>一</sub>候也、<sub>レ</sub>入者貴辺無<sub>レ</sub>殊御意樂<sub>一</sub>止<sub>二</sub>住貴寺<sub>一</sub>候て、自<sub>レ</sub>山西諸国僧尼授戒伝法之御勤、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>闕退<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>候也、各互勸<sub>二</sub>一味和合<sub>一</sub>、今更可<sub>二</sub>相励<sub>一</sub>候、此同意候者、

山川無<sub>二</sub>隔之煩<sub>一</sub>候歟、委細浄賢御房可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>語申<sub>一</sub>候、恐々謹言、

十一月十九日

沙門忍性

謹上 日浄御房<sup>(惣持)</sup>

この書状は西大寺の使僧浄賢房隆賢から事の趣を聴取した忍性が隆賢に託して日浄房総持のもとに送ったもので、その要旨は惣持が特別の思いをなさず引き続き西琳寺に止住し、河内など生駒山以西の諸国の僧尼に対する授戒伝法に努め、なお諸遺弟と協力して興法に励むべきことを要請することにあつた。<sup>⑤</sup> おそらく忍性はこれと同時に信空に対し師の遺跡を継いで西大寺に住すべき旨をさとした書状を草し、これをも隆賢に携行させたことであろう。しかし信空としては本来の謙退に加えて、多年の同法にして、しかも先師の縁者である惣持に対する遠慮もあり、にわか忍性の勧めに従うには至らなかつた。同じく延命寺現蔵の旧西琳寺文書のうち十二月十八日付西琳寺御房(惣持)あて信空書状は来たる二十一日の受戒の間の事を探<sub>く</sub>によって定める手筈につき惣持に打ち合わせたものであるが、この本文よりもむしろ注目すべきはその袖書に「西大寺移住事ハ難治覚候之間、極楽寺へも歎遣候、如何被<sub>レ</sub>申候ハんずらん」とあることである。これによれば信空が西大寺入山辞退の旨を極楽寺忍性に申し出たにもかかわらず、十二月十八日にはなお忍性の回示を得なかつたことになる。したがって西大寺の後住の決定は、たぶん新年に持ち越されたことであろう。しかしながら、信空に西大寺を継がせ、惣持を西琳寺にとどめるといふ忍性の根本方針が、ついに変わるべく実施されたことは、その後の諸史料によって明らかである。

注 ① 拙稿「叡尊没後の忍性―新資料河内延命寺文書によって」(『金沢文庫研究』九五号、昭和三十八年十一月)参照。

② 『感身学正記』 『関東往還記』 『性公大徳籍』 『極楽寺縁起』。なお拙稿「常陸三村寺と忍性」(『金沢文庫研究』一九五号、昭和四十七年七月)参照。

③ 熊原政男「西大寺叡尊上人遷化之記并嘆徳記」(『南都仏教』四、昭和三十二年)によれば「西大寺興正菩薩入滅之記」とは本書の内題であり、流布本には極楽寺本と山城榎尾西明寺本とがある。本稿の引照には後者を用いた。なお前引の「悲歎無限、不尽事之間」も「入滅之記」の文である。

④ 『西大寺興正菩薩入滅之記』没後修善事の条。

⑤ 本節注①にいう新資料延命寺文書はここに引く忍性書状と次に示す信空書状の二通である。これらの文書が西琳寺から延命寺に移った次第ならびに延命寺の由緒については本稿第四節および第四節の注⑩をみよ。

⑥ この書状に忍性がいうところが果たして叡尊の遺志にそうものであったか否かは、にわかに断じ難い。しかし全体の文調は宿老忍性の威厳をよく反映し、その説得力を推察せしめるものである。

⑦ 信空書状の全文は本節注①の拙稿に引照したので、ここには省略する。

#### 四

正応五年(一二九二)八月、忍性は西大寺に上って叡尊の三回忌の仏事を厳修し、その後永仁年間には東大寺大勸進・四天王寺別当に補せられていよいよ上方の仏教界に重きをなし、年来の摂津多田院造営事業を進める一方、越前敦賀津の升米を西大寺四王院の修造料に寄せられんことを申し請うて勅許を得、またさきに炎上した般若寺の金堂を復旧して丈六の文殊像を安置し、さらに額安寺を再興し、殊に永仁六年(一二九八)には西大寺以下三十四箇寺を関東の御願による祈祷寺とし、守護代・地頭・御家人等の濫悪をとどむべき旨の六波羅御教書を申し下すなど、先師の遺業の護持のため貢献するところ多大であった。正安二年(一三〇〇)叡尊に興正菩薩の号が下賜されたのも、たぶん忍性の奏請によったことと思われる。

この忍性の計らいにより長く西琳寺に止住することになった惣持はまず永仁二年(一二九四)先師叡尊のために開山塔宝生院を建立した。これは般若寺が同じく叡尊を中興開山と仰ぐことに対応する施設であった。同六年、西大寺以下三十四箇寺が関東の御願所となったとき、西琳寺も般若寺とともに祈祷寺の列に入った。このことにつき忍性は左のごとき書状を惣持に送っている。

南都西大寺以下僧尼寺之卅余ヶ寺、申<sub>(東説カ)</sub>成<sub>ニ</sub>関<sub>ニ</sub>・御願所<sub>ニ</sub>候了、貴寺其随一候、於<sub>ニ</sub>御教書正文<sub>ニ</sub>者、留<sub>ニ</sub>置西大寺<sub>ニ</sub>候、案文並寺号注文令<sub>レ</sub>

進<sub>レ</sub>之候、此状雖<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>輒事候<sub>一</sub>、戒律之陵廢、仏法之衰微、夙夜歎存候之間、枉申行候了、弥勵<sub>ニ</sub>興法利生<sub>一</sub>、如説修行之大道令<sub>レ</sub>受、隨<sub>ニ</sub>相  
應<sub>一</sub>候之様、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>触<sub>一</sub>仰満寺之諸僧<sub>一</sub>候哉、恐々謹言、

永仁六

五月十六日

沙門忍性

西琳寺長老

ここに「貴寺其随一候」というのは忍性の外交辞令であろうが、それにしてもかの正応三年（一二九〇）十一月十九日の書状で、「無<sub>ニ</sub>殊御  
意樂<sub>一</sub>」西琳寺にとどまり「自<sub>レ</sub>山西諸国僧尼授戒伝法之御勤」に専念するように言い渡された惣持の気持ちに対する暖かい思いやりは感ぜられ  
る。⑧とにかく右の御願所の指定によって宗門における西琳寺の地位が定まったばかりでなく、同じ永仁年間に長老の自坊として宝鏡院が造営さ  
れたのも、惣持にとってはよき慰めであつたろう。⑨しかるに続く正安年中に惣持が真言堂の建立を発願してからまもない嘉元元年（一三〇三）  
七月、忍性は八十七歳をもって極楽寺で遷化した。得難い経営家であつたこの宗門の最長老の入滅は、せつかくの西大寺流の隆運を停滞させ  
た。西琳寺においても、その後しばらくは著しい発展を見ず、惣持も正和元年（一三二二）入寂した。年は八十歳ぐらいと思われ。⑩正中元年  
（一三二四）には惣持の十三回忌の仏事として、かれがかつて発願建立した真言堂の中壇の十一面観音像の造立供養が行なわれている。

ただこの正中元年には篤志の寄進による太子殿および客坊の建立があり、その後空忍が長老のとき諸堂を修造し、將軍尊氏のために祈禱を修  
し、以来義満・義持・義教・義尚等歴代の將軍から河内国内における寺領の安堵状を得、近世に入っても本堂・観音堂等に赤栴檀积迦像以下の  
諸像を安置し、文書・旧記の伝存するものも多かつた。しかるに明治維新後の廢仏に際会して堂舎はことごとく破壊されて宝物も四散し、寺は  
まったく廢し、その後わずかに薬師堂一字を存するのみとなつた。⑪しかし幸いに鎌倉時代の当寺の盛容をしのぶべきかの积迦像は同じく河内国  
なる延命寺に移されて今もその宝蔵におさめられている。前引の延命寺現蔵旧西琳寺文書二通もたぶん右の积迦像と同時に延命寺に移つたもの  
であろう。⑫われわれはこれらの二通の文書をかか「興正菩薩入滅之記」の文と合わせ考えて、叡尊なき後の西大寺・西琳寺の住持決定の経緯を  
うかがうとともに、またこれらの重要問題の処理を一任された忍性その人の当時の宗門における信望と勢威こそ、永仁年間の上方におけるかれ  
のめざましい活動の由縁であつたという認識を深めたことを喜びたいのである。

ちなみに現在の西琳寺は戦後昭和二十一年宗教法人法によって再興されたところで、その後堂宇の建立に続いて創建時代の塔の心礎と宝生院

河内西琳寺と忍性

跡から出土した叡尊・惣持らの五輪塔五基を境内に移して寺観を整えている。今後とも現住のいっそうの精励により、西琳寺関係の諸資料が寺内に整備され、殊に当寺と忍性との関係、ひいては山西諸国の西大寺流における当寺の主導的地位の解明にも役立てられるならば、まことに学界の幸いといわなければならないのである。

注 ① 拙著『叡尊・忍性』（吉川弘文館、昭和四十六年四版）一三八ページ以下。

② 拙稿「晩年の忍性と西大寺」（『南都仏教』二四、昭和四十五年）および同「西大寺と東山太子堂および祇園社との関係」（『日本歴史』二七八、昭和四十六年七月）。

③ 『般若寺歴代相統記』（一卷、未刊、般若寺妙寂院藏）第九十一代伏見皇帝の条。

④ 亀田孜「東征伝絵縁起幽考」（『唐招提寺論叢』所収、昭和十九年）によれば忍性は額安寺塔の再興を發願、その本尊を造立した。その事実は法隆寺現藏六角厨子台座裏銘に見えるという。ちなみに忍性が『東征伝絵縁起』を唐招提寺に施入したのも同じく永仁六年のことである。

⑤ 西大寺文書六波羅施行案に「可禁断、守護代并地頭御家人等、於西大寺以下諸寺致濫惡事、右任今年四月十日関東御下知之旨、可致沙汰之状如件」とい、関東御祈禱諸寺として西大寺・招提寺・大御輪寺・額安寺・海龍王寺・西琳寺・般若寺・大安寺・教興寺・速成就院・浄住寺・泉福寺・真福寺・多田院などの僧寺と法花寺・道明寺などの尼寺を合わせて三十四箇寺をあげている。

⑥ 『西琳寺流記』当寺諸堂建立事の条、高屋宝生院の項によれば、ここに開山・第二長老・道明寺開山（超運）および浄意・空忍二大徳の石塔が造立された。

⑦ 極楽寺文書所収による。

⑧ かの「若西大寺律法衰微之時、可被移于当寺」という契約のことが、惣持の『文永注記』に見えず、ひとり『流記』のみの所伝であるのも、それが惣持の西琳寺永住の決定後、かれに対する同情から生まれた伝承であると考え余地をのこすものであろう。

⑨ 『西琳寺流記』当寺諸堂建立事の条。次の真言堂についても同じ。

⑩ 第一節注⑤参照。なお惣持の法兄信空が十二歳で出家したこと（『感身学正記』）から類推して惣持も寛元二年（一二四四）出家のとき十二歳であったとすれば、正和元年（一一三二）その入滅のときにはちょうど八十歳となる。

⑪ 『西琳寺流記』『後鑑』および富山房刊『国史辞典』西琳寺条（石田茂作解説）参照。

⑫ 延命寺は旧南河内郡河合村鬼住（現大阪府河内長野市神丘）にあり、近世戒律復興に尽した寛彦浄嚴の旧跡として將軍綱吉や伊勢神戸藩主本多氏の帰依によって取り立てられ、現在真言宗御室派に属する。第三節注①所載の拙稿参照。なお寺は昭和四十四年十一月火災にあったが、宝蔵は無事であり、再建工事も進捗している。

（昭和四十七年七月二十九日撰）

(附記)

本稿成るの後、般若寺住職工藤良光師(真言律宗宗務長)の示教により西大寺所蔵の『光明真言大帳』を一見する機会を得た。これは紙本墨書二巻、明応三年(一四九四)八月西大寺の光明真言会に近畿の諸末寺三十三箇寺から出仕した衆僧の交名を寺別に注記したもので、総数四百四十一人のうち西琳寺の五十七人が最も多数を占め、般若寺の四十六人がこれに次ぎ、以下三十人未満二十人以上が六箇寺、二十人未満十人以上が七箇寺あり、他は十人未満である。これは当時の西琳寺の盛況とその西大寺流における地位を物語る好史料であろう。ここに記して工藤師の好意に報いる次第である。

(昭和四十七年八月二十三日)